

# 定 款

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人商工会館と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、中小企業その他の商工業の振興に資する情報の提供、政策の普及、産学官の交流の促進及び施設の設置運営等を通じ、商工業の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業その他の商工業に係る情報の収集、整理及び提供
- (2) 中小企業その他の商工業、知的財産及びこれらに係る政策に関する調査、研究及びその成果の普及
- (3) 中小企業その他の商工業に係る産学官連携等に関するセミナー、講演会、交流会の開催
- (4) 商工業の振興に資する公益的な団体又は学術研究機関等に対する資金の提供その他の支援の実施
- (5) 商工会館の設置、管理及び運営
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、東京都及びその周辺並びに必要なに応じて本邦各地域及び海外において行うものとする。

## 第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な次に掲げる財産は、この法人の基本財産とする。

- (1) 設立に際し基本財産として寄附された財産
- (2) 設立後基本財産として寄附された財産
- (3) 設立後理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を得た後、定時評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。
- (1) 定款
  - (2) 監査報告
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- 3 第1項の書類及び前項の書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

(剰余金の分配)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(保有株式の議決権行使の制限)

第10条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員3名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15条の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する

（評議員解任の要件等）

第 14 条 評議員会は、評議員が次のいずれかに該当するときは、第 20 条第 2 項の決議によって、その評議員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、評議員としての任務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (2) 評議員としての任務を怠ったとき。
- (3) 前各号に掲げるものの他評議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により解任する場合は、当該評議員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う評議員会において、当該評議員に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 評議員会は、第 1 項の決議の前に理事会の意見を聴くものとする。

(評議員の報酬等)

第 15 条 評議員に対して、各年度の総額が百万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

## 第 5 章 評議員会

(構成)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員のうち、1 人を評議員会会長（以下「会長」という。）とする。
- 3 会長は、評議員会において評議員の互選により選任する。
- 4 評議員会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、出席評議員の互選により議長を定める。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度 6 月に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が召集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 評議員の解任

(2) 監事の解任

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 定款の変更

(5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録

署名人2名以上が署名し、または記名押印する。

## 第6章 役員及び顧問

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、必要に応じて1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事又は常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員及び評議員の制限)

第24条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところ

により、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事に事故があるときは、第23条第2項の規定に基づき、理事会の決議によって代表理事を選定することができる。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財務の状況の調査をすることが出来る。

(役員任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
  - 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第28条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う評議員会において、当該役員に意見



を述べる機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第 29 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第 30 条 この法人に、顧問 5 名以内を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の決議により、代表理事が委嘱する。

3 顧問の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 顧問は、この法人の運営に関して代表理事の諮問に答え、理事会において意見を述べることができる。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第 33 条 理事会は、定時理事会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

2 理事会は、理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事

が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、第 33 条第 2 項の規定に基づく請求により理事会が開催されたときは、出席理事の互選により議長を選出する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 会員及び委員会等

(会員)

第 38 条 この法人の目的に賛同し、事業に協力する者による会員制度を設けることができる。

2 前項の会員制度の設置及び廃止、規約の制定、会費その他の必要事項は、理事会の決議により定める。

(委員会等)

第 39 条 この法人の事業を適正に実施するため、委員会又は研究会(以下「委員会等」という。)を設置することができる。

2 前項の委員会等の設置及び廃止、任務、運営準則その他の必要事項は、理事会の決議により定める。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第12条についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第10章 補則

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 前項の電子公告は、この法人のホームページにおいて必要書類の内容を法令で定める期間閲覧に供することにより行う。
- 3 事故その他やむを得ない事由によって第1項の電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(事務局)

第44条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て、代表理事が委嘱し、職員は、代表理事が任免する。

(実施細則)

第45条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、岡松 壮三郎 とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事は、井上義雄とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
秋山 收  
児玉 文雄  
寺澤 則忠  
田中 信義  
渥美 直紀  
及川 耕造

附 則（平成 25 年 6 月 28 日）

この変更規定は、評議員会で決議された日から施行する。